# 石綿障害予防規則の概要(建築物等の解体・改修作業)

解体・改修作業に おける事前の措置

### 情報提供

(発注者·注文者) (8条、9条)



## 事前調査

(3条、4条の2(結果報告)) ※1、※2

## 作業計画

(4条)※1



労働基準監督署への

#### 事前の届出

(安衛法88条、安衛則86,90条)※2

建築物等の解体・改修作業における措置

## 〇発生源対策

- 湿潤化
- 〇ばく露防止対策
  - •呼吸用保護具
  - •保護衣

(14条等)※1

## 〇隔離

負圧あり:(6条)※1 負圧なし:(6条の2、6条の3)※1

# 〇立入禁止

(7条)※1

#### 〇管理

- •石綿作業主任者 (19条、20条)※1
- •特別教育
- •付着物の除去 (32条の2)※1
- ·飲食喫煙の禁止 (33条)※1 ※2
- ·揭示 (34条)※1
- •作業の記録 (35条、35条の2)※1、※2
- •保護具等の管理 (46条)%1

**〇健康診断** (40条) %2

罰則について: ※1 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※2 50万円以下の罰金